



発行所 中央大学会計人会

東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川忠雄

編集人 広報担当副会長 前川和義



中央大学駿河台記念館



「法人税改革の動向」

—政府税制調査会法人課税小委員会の審議状況など—

平川忠雄

はじめに

わが国の税制のあり方について一連の税制改革がすすめられています。

既に昭和63年の第1次税制改革につづき平成6年の税制改正を始め所得税の制度改正等が行われ、相続税についても数次の見直しがなされています。

法人税については、その税負担水準のあり方を中心に政府税制調査会などで討議がなされてきま

したが、法人税制は昭和40年の全文改正以来、大きな改正がなされていないことから、今回法人税制見直しを行うとするならば現在の社会経済の状況に合った大幅な制度改革が見込まれることなどから、政府税調の内部に専門集団による小委員会を設置し、法人税改革の審議を集中的に行うこととした。

今回はこの法人課税小委員会の審議状況を報告するとともに、97年度税制改正に入る予定の「法

人税改革の動向」について、その項目などについて話してみることとします。

(注) 筆者は平成7年10月に政府税制調査会の専門委員に任命され、法人課税小委員会に参加しています。

(参考) 法人課税小委員会の中央大学関係者

中央大学教授 貝塚 啓明

タ 白鳥 栄一

税理士 平川 忠雄

「法人課税小委員会の審議状況」

- (1) 平成7年10月より平成8年5月31日までの間、11回の小委員会が開催されました。
- (2) 大蔵省主税局、自治省税務担当課などの税制資料の提出と説明があります。
- (3) 主計局による財政状況など、経企庁による経済動向の報告があります。
- (4) 各委員の専門領域からの発表と質疑応答、意見申述などが行われ、審議は総論から具体的各論に入りつつあります。

第1. 法人税制改革の基本的考え方と背景

1. 税制調査会の答申

- (1) 今後の税制のあり方について答申（平成5年11月）→「中期答申」

税負担水準については、主要諸外国の動向等を踏まえれば、課税ベースを拡大しつつ税率を下げるという基本の方針に沿って、今後とも検討を進める必要がある。その際、我が国の税体系に占める法人所得課税の地位に留意しつつ、幅広い見地から検討を加える必要があると考えられる。

- (2) 平成7年度の税制改正に関する答申（平成6年12月）→「7年度答申」

法人所得課税のあり方及びその負担水準については、「中期答申」で指摘したように、主要諸外国の動向等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという基本的方向に沿って、我が国の税体系に占める法人所得課税の地位に留意して幅広い視点から検討を加えていくべき事柄である。

2. 背景

国際化時代において日本の法人税の負担率が高いといわれていることで、企業の海外流出が多発

する一方、外国企業の日本進出が阻害されている。すなわち、産業の空洞化の原因の一端として法人の税制問題があるとの論議があります。

また、昭和40年に全文改正した法人税法についても約30年間経過し、社会、経済の実情に合わなくなっている部分があるとの課題についての抜本的対応も必要ということもあります。

加えて、平成9年度に実施される消費税改正に合わせて、所得・消費・資産の各税制の整備を図る目的もあるといわれています。

これらの要因が政府税制調査会の答申に表現され、ここに法人税抜本改革の機運が大いに高まり、政府税調内に法人課税小委員会が設置され、法人税の改革問題の検討が行われています。

第2. 法人税制改正の論点

1. 法人税の基本税率の引き下げ

- (1) 国際的水準に合わせた税率の見直し

現行の法人税の基本税率は、昭和63年の第1次税制改革により法人課税の実効負担税率を49.98%とするべく「37.5%」とされています。この実効税率を国際比較すれば、外国の先進国に比べて、かなり高い水準にあるため、この基本税率の引下げを検討することになります。

(論点) ①実効税率のみの国際比率で引き下げを行うことの是否。 ②法人事業税・住民税の税率見直しが必要。 ③法人の負担については社会財政学的見地から社会補償負担を租税負担に加えて比較する必要がある。 ④産業の空洞化は税負担率が真の原因か。 ⑤先進国は法人税率の引上げ傾向にある。 ⑥税率が下がっても課税ベース拡大があればイーブンではないか。

- (2) 法人税の税率引下げの影響

わが国の法人所得は約40兆円と試算されているため、1%の税率引下げは4000億円の税収の減少をもたらし、仮に基本税率35.0%にした場合、約1兆円の税収が不足することになります。国家財政の見地からみれば、個別の税目の減税はその税目から財源を調達するいわゆるレギューニュートラルの原則が遵守されるべきであるということで、法人税の課税ベースの拡大論が提示されているわけです。

の日本経済を支えてきた本当の主役は中小企業であると言っても過言ではないと思われる。

その中小企業は、額に汗して、大会社又は親会社等の受注獲得および円滑な取引を遂行するため日夜奮闘する姿を見る時、頭の下がる思いをいだく。そのために必要とされる交際費が何故10%の課税の対象になるのか理解に苦しむところである。

この課税は所得課税ではなく、支出課税というものではないかと思われる。

法人税は所得課税であり、「所得なければ課税なし」の基本に立脚した時、業務の遂行上必要な交際費について過度の支出でない限り(定額控除額内)

全額損金とすべきであり、それが中小企業者に対する思いやりの税制ではないかと思うのである。

目下、税制調査会で検討中の課税ベースの拡大策として、交際費の損金不算入割合を10%から20・30%に答申されることがもしあったら、税の専門家といわれる税理士はそれに甘んじるべきではなく、所得課税の本質論から反対意見を述べるべきであり、10%の課税についても即刻廃止を望むものである。

なお、交際費課税の本質論についても、41年経過した現在では時代錯誤の感があり、日税連、公認会計士協会等の近年の改善要望に立法当局は耳を貸すべきことを提言するものである。



レイテ島慰靈紀行

山 口 文 六

2歳年長の兄が昭和20年7月フィリピンのレイテ島で22歳を一期として戦死してから半世紀がすぎた。折々の法要は営んできたが、戦死の様子も皆目判らず遺骨もなく、唯一片の公報のみで長年気にかけてきたが、昨年の夏、大岡昇平著「レイテ戦記」を知り、これを読んでレイテの戦争がいかに悲惨なものであったかを知り、俄かに現地を尋ねて兄の靈を慰めたい衝動にかられた。

戦後50年、私も老先が短くなる許りなのでやはり兄が呼んだのかも知れない。若干の事前調査と準備をして、昨年の11月18日2人の弟を伴ってレイテ島へ慰靈の旅に発った。成田からレイテへの直行便はなく、マニラで国内線に乗りかえるのだが、待時間が長く成田を朝出発しても到着は夕方になってしまった。

レイテ島はフィリピン諸島の中南部に位置する面積4000平方キロ、南北180キロ、東西70キロのフィリピン群島8000の中で8番目に大きい島である。四国の四分の一程の広さであり、人口約290万人というが、農業以外にこれといった産業もない椰子と緑に蔽われた未開の常夏の島である。われわれの泊ったホテルはタクロバン飛行場から遠くないレイテ湾に臨んだリゾートホテルで、その隣りに



マッカーサーパークがあった。

昭和16年12月の開戦時に日本軍の奇襲をうけたマッカーサー元帥が「アイ・シャル・リターン」の名言を残してマニラを脱出して2年余り、予言通りフィリピンに再上陸を果した場所であり、これを記念して元帥が幕僚を従えてレイテ湾を上陸してくる大きな銅像が複雑な印象を與える。

昭和19年10月20日から20年1月末にかけて、この島が日米両軍の命運をかけた天王山として一大決戦場となり、日本軍は10万の兵を投入して死闘を展開したが、最後に残ったのは3000人足らずの玉碎に等しい大敗を喫した。また海軍もレイテ湾沖で大海戦を決行したがこれまた壊滅的な敗北に

終り、連合艦隊はその機能を失った。戦艦武藏が沈没したり、神風特攻隊の体当たり攻撃が誕生したのもこの海戦といわれている。この戦争の詳細は大岡氏のレイテ戦記に譲るが、すでに制海権、制空権を失って食糧、弾薬の補給を断たれた日本軍はまさに棄兵となり餓死とゲリラの手にかかるて死んだ者も多いといわれる。

兄の戦死した場所は島の西北部にそびえる標高300米のカンギポット山となっているが、レイテ島の組織的戦闘はすでに1月末で終わっているので戦死の日が7月1日となっているのは訝かしいが、軍司令部と生き残りの兵一万余が彷徨の末この山に集結して討たれる者、傷病死、餓死、自決者等々を出しながら最後に残った者は一人もなかったといわれる。想像するだに酷い最後であったろう。

私達を案内してくれた中村さんは沖縄出身の女性で、昭和20年代のなかばに現地人と結婚してレイテ島に移り住んだそうで日本人慰霊団などのガイド役を勤めており、島の事情や戦争の経緯にも

くわしく、車で一日案内して貰った。島の北西部に位置するリモン岬から西海岸のビリヤバにかけては最後の激戦が行われた地域であり、街道筋の三ヶ所に遺族関係者の建てた慰霊碑があった。この碑に線香と供物をあげて、兄を始め数多の英霊の冥福を祈った。ビリヤバ海岸で拾ってきた石に日付と名前を書いて遺品の代りとし、今年の春の彼岸に兄の墓に納めた。これで永年気にかけてきた兄への借を返し、亡き両親に対しても肩の荷を降した気分になれた。

太平洋戦争を経験した明治、大正、昭和一桁生れの人も年々少くなり、あの戦争のもたらした国内は勿論、アジア全域に與えた人的、物的大きな犠牲と損害の体験と見聞も昔話となりつつあるが、それでも今なお強制連行、従軍慰安婦等々の問題で海外から賠償責任を迫られている現実をみれば、日本はあの戦争の責任は完了したとは言えないし、これから平和のためにも深く反省して積極的な行動をとることが肝要とかんがえる。

幼児教育

山田 杉三郎

動物は衣服を着ないで生きている。それに対し人間は未開人の一部を除き衣服を着ている。

動物は、歯、牙、爪、脚などを持っておりそれを使って餌を取ったり逃げたりして生命を保っている。

一方人間にも歯や爪があるが、ひよわに出来ていて生活をするのに充分でない。そこで衣類を含めた道具を作つて生きて来た。

科学の進歩と云うのがこれらの進歩であり、科学と云うと今はコンピュータ全盛である。

電子機器メーカーの元会長であった井深さんは盛んに幼児教育の必要性を説いていた。

最近の新聞にも載っていたが、人間の脳の重量は生れた時から成人するまで約900グラム発育するが、3才になるまでに2／3以上発達してしまう。また、各年令別の指数（IQ）の年別平均伸び数は3才児の伸び数が最も高く、12才からは余り伸びなくなる様である。

教育のあり方をこの観点から見直す必要がありそうである。

編集後記

朝令暮改とまでとはいいませんが、税制は世相に対応していく必要性から、他の法律より激しく変化する性格を持っています。平川会長より政府税調の最新情報を、大江副会長からは、実務家としての卓見を頂戴致しました。

総会の記念講演として、気鋭の大渕教授には、「税法と私法の交錯——私法的事実と税法的評価」の講演をしていただきましたが、その内容を

紙面の都合上掲載出来ず残念です。

山口文六会員から、兄への鎮魂をこめて「レイテ島慰霊紀行」の玉稿を頂きました。ありがとうございました。

総会報告によれば、財政基盤を確立しつつあります。

広報からは、皆様の原稿を、とお願いし、筆を擱きます。
(岩田)